

山田町長 様

住民票・戸籍・印鑑登録証明書等 交付申請書

令和 年 月 日

窓口に 来た方 (申請者)	氏名	※ ※署名又は 記名押印	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	住所	山田町	電話番号	()

●「誰の」「何の書類」が必要か記入してください

手数料は1通(枚・件)当りの額です

住民票の写し等	①氏名 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同じ世帯の人 <input type="checkbox"/> その他→委任状又は理由(裏面)必要	③必要な書類	住民票の写し(世帯全員分) 300円 通
	※本人以外の除票が必要な場合は理由(裏面)記入が必要です		住民票の写し(必要な人のみ) 300円 通 <input type="checkbox"/> 個人票 <input type="checkbox"/> 世帯票 ※一人世帯の場合は選択 <input type="checkbox"/> 除票(本人以外は理由が必要)
	②住所 <input type="checkbox"/> 同上 … <input type="checkbox"/> チェックした場合は記入不要 山田町	④記載内容	記載事項証明書 年金・出稼他() 300円 件
			記載が必要な項目があれば <input type="checkbox"/> チェックしてください <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 住民票コード※ <input type="checkbox"/> 個人番号※ ※の場合は理由と提出先の記入が必要です 理由 () 提出先 ()

戸籍等	①氏名 <input type="checkbox"/> 窓口に来た方(申請者)と同一	⑤必要な書類	戸籍	全部事項(謄本) 450円 通
	※下記に該当する場合は <input type="checkbox"/> チェックしてください <input type="checkbox"/> 出生から現在まで全て <input type="checkbox"/> 婚姻から現在まで全て		戸籍	個人事項(抄本) 450円 通
	②本籍 山田町		除籍	全部事項(謄本) 750円 通
	③筆頭者 氏名		除籍	個人事項(抄本) 750円 通
	④窓口に来た方から見た①の続き柄 本人・配偶者・子・孫・父母・祖父母 その他(具体的に)※ ()		改製原戸籍	全部事項(謄本) 750円 通
	※直系親族以外の方(既婚の兄弟等)は委任状又は理由(裏面)が必要です		改製原戸籍	個人事項(抄本) 750円 通
	附票	全部・一部証明 300円 通	記載が必要な項目があれば <input type="checkbox"/> チェックしてください <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者氏名 <input type="checkbox"/> 在外選挙人登録地(登録のある方のみ)	
		身分証明書・独身証明書 各300円 枚 (本人以外は委任状必要)		
		記載事項証明書 戸籍350円 除籍450円/件 通 その他()		

印鑑登録証明書 (登録証提示が必要です)	①氏名	②住所	③生年月日	300円
	<input type="checkbox"/> 「窓口に来た方」と同一	同上(申請者欄に記載)	同上(申請者欄に記載)	枚
		山田町	大正・昭和・平成 年 月 日	枚
		山田町	大正・昭和・平成 年 月 日	枚

印鑑登録(カード)申請	500円	枚
-------------	------	---

1点確認	個人力・運免・旅券・在留力 基力B(写真あり)・身手・海技 他()	2点確認	保険証(国保・社保・後高・介護) 年金(手帳・証書) 美印+印証・医受給者証・住基力A(写真なし)	その他の確認書類	手数料											
住民票	附票	記載事項証明	戸籍	電算除籍	除籍	改製原	身・独	記載事項証明	他	印鑑	受付					
全部	一部	記載証	全部	個人	全部	個人	謄本	抄本	謄本	抄本	身・独	証明	除籍	他	証明	登録

住民票・戸籍等の使用目的

1. 国の機関（法務局や裁判所など）または県・市区町村での手続きに使用する

※提出先が銀行・郵便局・農業協同組合・漁業協同組合・保険会社などの場合は該当しません

■使いみち

土地や建物の登記手続き

行政手続き…（ ）の申請で申請者は（ ）

その他（ ）

■提出先

法務局 裁判所

都道府県 市区町村

その他（ ）

2. 自己の持つ権利を行使するため、または自己の義務を履行するために使用する

■権利・義務の内容（ ）

■権利・義務の発生原因（ ）

■使いみち

遺産相続の手続き

預貯金 口座解約・預金払戻

保険金受取

その他（ ）

■提出先（ ）

※法人が権利義務に基づいて住民票や戸籍等を請求する場合は別途添付資料が必要ですので、事前にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 〒028-1392 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号
山田町役場 町民課
電話0193 (82) 3111 内線124